

田原市空き家等活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家等の利活用を支援することにより、良好な住環境を確保し、市内への定住を推進するため、予算の範囲内において、田原市空き家等活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 田原市空き家・空き地バンク実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条第2項の規定により登録されている空き家（以下「登録空き家」という。）及び空き地をいう。
- (2) 登録者 実施要綱第7条に規定する登録者のうち、個人をいう。
- (3) 成約者 実施要綱第9条第4項に規定する利用者のうち、同要綱第14条に規定する契約の交渉の結果、登録者と空き家等の売買契約又は賃貸借契約を締結した個人をいう。
- (4) 市内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業を営む者で、法人にあっては本店又は支店を、個人にあっては主たる事業所を市内に有する者をいう。

(対象事業)

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家改修費補助事業
- (2) 空き家片付け費補助事業

(3) 空き家等手続費補助事業

(空き家改修費補助事業)

第4条 空き家改修費補助事業は、次の各号のいずれにも該当する登録空き家（第1号については、同時に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱別表第2に規定する木造住宅耐震改修事業又は同表に規定する非木造住宅耐震改修事業（以下「耐震改修事業」という。）を行う場合を除く。以下「改修費補助対象物件」という。）の改修工事に要する費用に対して補助金を交付する事業とする。

(1) 昭和56年6月以降に着工された空き家又は昭和56年5月31日

以前に着工された空き家であって次のいずれかの要件を満たすもの

ア 耐震改修事業が完了している住宅であること。

イ 田原市木造住宅無料耐震診断事業実施要綱第2条第4号に規定

する耐震診断により、平成26年度以降に行った耐震診断の結果、

判定値が1.0以上と診断された住宅であること。

ウ 田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱別表第2に

規定する非木造住宅等耐震診断事業による耐震診断の結果、「倒壊

の危険性が低い」と判断された住宅であること。

(2) 成約者が決定していること。

(3) 空き家改修費補助事業による補助金の申請をする日の属する年度の

2月末日までに改修工事の完了が見込まれること。

(4) 売買契約又は最初の賃貸借契約の締結の日の翌日から起算して1年

を経過していないこと。

(5) 空き家改修費補助事業による補助金の交付の申請をする日前10年

以内に、空き家改修費補助事業による補助金の交付を受けていないこ

と。

(空き家改修費補助事業の補助対象者)

第5条 空き家改修費補助事業による補助金の交付の対象者は、次の各号のすべての要件を満たす場合の改修費補助対象物件の登録者又は成約者とする。

(1) 改修費補助対象物件の改修工事が、売買契約又は最初の賃貸借契約の締結の日の翌日から起算して1年以内に完了すること。

(2) 改修費補助対象物件の改修工事が、補助金の申請をする日の属する年度の2月末日までに完了すること。

(3) 改修費補助対象物件へ入居する成約者又は成約者が指定した個人（以下「入居予定者」という。）が補助金の交付を受けた日から10年以上居住する予定であること。

（空き家改修費補助事業の補助対象事業費）

第6条 空き家改修費補助事業の補助対象経費は、次に掲げるものとする。

(1) 台所、トイレ、風呂、下水接続等の設備及び内部改修工事等に要する費用

(2) 屋根及び外壁の改修工事等に要する費用

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令により設置義務のある設備及び設置工事等に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は補助対象経費としないものとする。

(1) 車庫、物置、倉庫等の改修等に要する経費

(2) 門、塀等の外構の改修等に要する経費

(3) 家具、電気器具等の購入に要する経費

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の対象経費として適当でないと市長が認める経費

（空き家片付け費補助事業）

第7条 空き家片付け費補助事業は、次の各号のいずれにも該当する登録

空き家（以下「片付け費補助対象物件」という。）の片付けに要する費用に対して補助金を交付する事業とする。

(1) 成約者が決定していること。

(2) 空き家片付け費補助事業による補助金の申請をする日の属する年度の2月末日までに片付けの完了が見込まれること。

(3) 売買契約又は最初の賃貸借契約の締結の日の翌日から起算して1年を経過していないこと。

（空き家片付け費補助事業の補助対象者）

第8条 空き家片付け費補助事業による補助金の交付の対象者は、次の各号のすべての要件を満たす場合の片付け費補助対象物件の登録者又は成約者とする。

(1) 片付け費補助対象物件の片付けが、売買契約又は最初の賃貸借契約の締結の日の翌日から起算して1年以内に完了すること。

(2) 片付け費補助対象物件の片付けが、補助金の申請をする日の属する年度の2月末日までに完了すること。

（空き家片付け費補助事業の補助対象事業費）

第9条 空き家片付け費補助事業の補助対象経費は、次に掲げるものとする。

(1) 空き家に残存する家財道具等の処分等に要する費用として事業者へ支払う経費。ただし、当該処分に伴い、家財道具等の買い取り、値引きその他これらに類する方法により補助対象者が利益を得た場合は、当該利益に相当する額を控除した額を補助対象経費とする。

(2) 仏壇その他これに類するものの処分に要する費用

（空き家等手続費補助事業）

第10条 空き家等手続費補助事業は、次の各号のいずれにも該当する空き家等（以下「手続費補助対象物件」という。）の手続に要する費用に

対して補助金を交付する事業とする。

- (1) 空き家等の土地及び建物に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (2) 成約者が決定していること。
- (3) 空き家等手続費補助事業による補助金の申請をする日の属する年度の2月末日までに手続の完了が見込まれること。
- (4) 売買契約又は最初の賃貸借契約の締結の日の翌日から起算して1年を経過していないこと。

(空き家等手続費補助事業の対象者)

第11条 空き家等手続費補助事業の対象者は、次の各号のすべての要件を満たす場合の手続費補助対象物件の登録者及び成約者とする。

- (1) 手続費補助対象物件の手続が、売買契約又は最初の賃貸借契約の締結の日の翌日から起算して1年以内に完了すること。
- (2) 手続費補助対象物件の手続が、補助金の申請をする日の属する年度の2月末日までに完了すること。

(空き家等手続費補助事業の補助対象事業費)

第12条 空き家等手続費補助事業の補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地及び建物の登記に要する費用（登録免許税は除く。）
- (2) 都市計画法の手続に要する費用

(補助対象の除外者)

第13条 第5条、第8条及び第11条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）としない。

- (1) 補助対象者又は補助対象者と同一世帯の者が市税を滞納している場合

- (2) 補助対象者又は補助対象者と同一世帯の者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (3) 3親等内の親族間において、空き家等に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合
（補助金の額等）

第14条 補助金の額は、補助事業の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。ただし、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度額とする。

- (1) 空き家改修費補助事業 50万円
- (2) 空き家片付け費補助事業 10万円
- (3) 空き家等手続費補助事業 10万円

2 改修費補助対象物件を市内建設業者が改修した場合は、前項第1号中「50万円」とあるのは「60万円」とする。

3 補助金は、各補助事業について、それぞれに一人の補助対象者（その者の属する世帯を構成する者を含む。）に対して1回に限り交付する。
（補助金の交付申請）

第15条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、田原市空き家等活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（補助金の交付等の決定）

第16条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、田原市空き家等活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知す

るものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

（事業内容の変更等の届出等）

第17条 交付決定を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく田原市空き家等活用促進事業補助金交付決定変更（中止）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更するとき。

(2) 補助事業を中止するとき。

- 2 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を報告し、指示を受けるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による届の提出があった場合は、交付決定を変更し、又は中止することができる。

- 4 前項の規定により交付決定の変更又は中止を決定したときは、田原市空き家等活用促進事業補助金交付決定変更（中止）通知書（様式第4号）により通知する。

（実績報告）

第18条 交付決定（前条第4項の規定による変更の決定を含む。以下同じ。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、田原市空き家等活用促進事業補助事業等実績報告書（様式第5号）を作成し、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、提出を当該年度の末日までとすることができる。

（補助金額の確定）

第19条 市長は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市空き家等活用促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第20条 交付決定者は、前条の規定により通知書を受けたときは、田原市空き家等活用促進事業補助金請求書（様式第7号）により、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書を受理したときは、その内容を審査した上、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第21条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第22条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助対象者に該当しないと確認したとき。

(2) 正当な理由がなくて入居予定者が登録空き家に居住しなかったとき。

(3) 第17条第1項の届出を行わずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、田原市空き家等活用促進事業補助金交付決定取消（一部取

消) 通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第20条及び第22条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第5号の規定は、令和7年4月1日以降に交付決定を受けた空き家改修費補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。